

## 外国航空法判例紹介

山崎 悠 基

### (1) アメリカ航空法判例紹介

Avero Belguim Insurance (Royal & Sun Alliance Insurance)

v. American Airlines, Inc., 423F.3d73.

——一九二九年原ワルソー条約、一九五五年ヘーグ議定書、

一九九八年モントリオール第四議定書参照——

合衆国控訴裁判所第二巡回区、二〇〇五年九月七日判決

トーマスマイーガン、アンド、ダビッドTマルーク、マルーク、ブラウン&イーガン、ライ、NY、原告―控訴人訴訟代理人

95  
ダビッドWケンナ、フランシスAモントバッハ、アンド、クリステーナWウォング、マウンド、コトン、ウォーラン&グリーンングラス、ニューヨーク、NY、被告―被控訴人訴訟代理人

カプランおよびラギイ巡回判事ならびにサンド地方裁判所判事出席

ジョゼAカプラン巡回判事

本件控訴は、荷送人の、国際航空運送人が運送した貨物の滅失に対し、航空運送人に損害賠償を求める訴により生じた。

われわれは、二〇〇一年三月九日―本件での運送人の運送状が発行された日に、合衆国とベルギーの間で効力を生じていた、航空運送を規制する条約のどの条文が適用されるかを決定することを求められた。とくに提出された問題は、当時合衆国が、一九二九年のワルソー条約を改正する一九五五年のヘーグ議定書の当事国であったかどうかということである。

合衆国地方裁判所ニューヨーク南部地区（ロバートWスイート判事）は、この問題を肯定的に解した。そして合衆国は、一九九八年にモントリオール第四議定書を批准したとき、ヘーグ議定書に加盟したと判示した。

われわれは、合衆国が二〇〇三年七月三一日に同議定書の批准を上院が同意するまでヘーグ議定書の当事国とならなかった。See S. Treaty Doc. No. 107-14 (2003) と判示するが故に、われわれは地方裁判所の判決を取消し、この趣旨にそった手続をとるために差戻すものである。

〔背景〕二〇〇一年三月九日にアメリカン航空公社（被告または“AA”とする）は、ベルギーのブラッセルからオクラホマ、タルサへの五個の木枠の運送のため、アスコ産業N.V. (“Asco”とする）へ航空運送状を発行した。運送状はシカゴを、航空路上の唯一の寄航地として記載した。しかし、計画変更によって、貨物はダラスを通じて

輸送されることになった。五個の木枠のうち、一個のみがタルサに到着した。

二〇〇二年八月一六日、他の四個の木枠の滅失の故の損害賠償の訴がAAに対し、Ascoを代位した保険業者、ロイヤル&サン協同保険（原告とする）によって提起された。地方裁判所で、被告である航空会社は、滅失した木枠に対する責任は、原ワルソー条約の二二条(2)項により、キログラム当り二〇ドルに制限されると主張した。

See note 2. ante.

原告は、被告は原ワルソー条約二二条(2)項の責任制限を援用することができない。何故ならば、被告は一九二九年条約の九条および八条(c)―両方とも二二条(2)項の責任制限の根拠となるため守らなければならないものであるが―の要求に従うことを怠ったからであると応答した。九条は、もし航空運送状が八条(a)から(i)に規定された事項を記載していないときは…運送人は彼の責任を免除し、または制限する条約の規定を援用することができない”と規定する。49 Stat. at 3017. これに対し八条(c)は、”航空運送状は…合意された予定寄航地を記載しなければならぬ”と規定する。Id. at 3016. 原告は、被告はこれらの要求に応ずることはできなかった―そして、条約によるその責任を制限することができなかった―なぜならば、被告の航空運送状はブラッセル、シカゴおよびタルサを記載していたが、輸送はダラスを通じて別のルートでなされたからであると主張した。

被告は、二〇〇一年には合衆国とベルギーは原ワルソー条約に加盟していたのではなく、一九五五年のヘーグ議定書によって採用された改正規定に加盟していた。See note 2. ante. そしてヘーグ議定書の第六条は、原ワルソー条約八条(c)の”予定寄航地”を含む原ワルソー条約の”記載”の多くを削除したと応答した。See 478 U.N.T.S. at 379.

二〇〇三年二月二一日に、原告は有限責任問題に関する部分的な略式判決の申立をして、合衆国は、航空運送状

が署名された時には（二〇〇一年三月九日）、ヘーグ議定書をまだ批准していなかったこと、そしてそれ故、改正されない原ワルソー条約が本件に適用されると主張した。

被告は申立に反対し、合衆国はモントリオール第四議定書 See note 2, ante を批准したとき、一九九九年三月四日にヘーグ議定書に加盟したと主張した。

二〇〇三年七月二三日に地方裁判所は原告の部分的略式判決の申立を棄却して、合衆国は一九九八年にモントリオール第四議定書を批准したことにより、ヘーグ議定書に加盟したと判決した。 See *Royal & Sun Alliance Inc., v. Am. Airlines, Inc.*, 277 F. Supp. 2d 265, 267 (S.D.N.Y. 2003). 二〇〇四年三月一三日に、当事者は地方裁判所の部分的略式判決の棄却に控訴する原告の権利に従い、判決の予定を合意した。控訴はかくして当法廷に係属している。

〔議論〕 われわれは新たに略式判決の認容または棄却を再検討する。 See *Schwan-Stablio Cosmetics GmbH & Co., v. Pacificlink Int'l Corp.*, 401 F. 3d 28, 31 (2d Cir. 2005).

以下の理由により、われわれは、地方裁判所が、一九五五年のヘーグ議定書が本件事件に適用されると判決したのは誤りであったと判断する。合衆国が一九九八年にモントリオール第四議定書を批准したとき（一九九九年三月四日効力発生）、同国はヘーグ議定書に加盟しなかった。むしろ同国は、ベルギーのようにモントリオール第四議定書の当事国になっていない国に対しては、ヘーグ議定書に拘束されないという意図を表示した。この意図は議定書の文言から明白であり、合衆国の意図のいかなる「第二次的な」証拠によっても否定されない。われわれはそれ故、部分的略式判決の原告の申立を棄却した地方裁判所の判決を取消し、事件を地方裁判所に差戻すものである。われわれはさらに、地方裁判所に対し、原ワルソー条約が本件を規制するというわれわれの判決と一致するところの原告の部分的略式判決の申立を認容するよう指示するものである。

A 条約の法律性

[1] われわれは、特定の国際的合意が合衆国における拘束力ある条約の法律となるかを決定するにあたって、主として二つの要素を眺める。(1)合衆国がその合意に拘束されることを承諾したか否か、(2)その合意が、その規定によれば、問題の日に時に効力を発生したか否かである。

一、拘束される旨の同意

[2]—[4] 憲法は大統領に対し、「上院の勧告と同意により条約を締結する権限を認めている。ただし、主席した上院議員の三分の二が同意する」ことを要する。"U.S. Const. art. II, § 2, cl.2." および他の「憲法上の規定は、合衆国の対外政策…を運営する大統領の固有の権限の明文の条文上の表示とみなされるようになった。"Tachiona v. United States, 386 F. 3d 205, 213 (2d Cir. 2004) (Laurence H. Tribe, American Constitutional Law § 4-3, at 638 (3d ed. 2000)).

大統領が単独で条約を交渉し、批准する権限をもつ一方、See *United States v. Curtiss-Wright Exp. Corp.*, 299 U.S. 304, 319, 57 S. Ct. 216, 81 L. Ed. 255 (1936), 彼は一方的に行為することはできない。See *Tachiona*, 386 F. 3d at 212, See also *The Federalist* No. 69 (Alexander Hamilton) (reprinted in *IV The Papers of Alexander Hamilton* 595-96 (Harold C. Syrett ed., 1962) (1788) (「英国国王がすべての対外交渉において国家の唯一かつ絶対の代表者である」のに、合衆国大統領は、「立法府の同意を得てのみ(条約を締結する)ことが出来る。」。自身適用される (self-executing) 条約は「この国の法律」となる。El Al Israel Airlines, Ltd, v. Tseng, 525 U.S. 155, 167, 119 S.Ct. 662, 142 L. Ed. 2d 576 (1999) (内部的な引用マークは省略する)。ただし、それが(1)正当に上院によって同意され、(2)大統領によって批准されたのちにである。See *N.Y. Indians v. United States*, 170 U.S. 1, 23, 18 S.Ct. 531, 42

L. Ed. 927 (1898) (上院によって同意されたが、大統領によって認可または承認されない条約但書の効力を認めることを拒否した)。

(5—8) 「批准」という言葉は、大統領によって立法上の同意のために上院に送られた条約に同意する上院の議決を表現するのに、しばしば不注意または非公式に用いられた。See, e.g. *Metro. Wash. Airports Auth. v. Citizens for the Abatement of Aircraft Noise, Inc.*, 501 U.S. 252, 276, n.21, 111 S.Ct. 2298, 115 L. Ed. 2d 236 (1991) (「上院が単独で条約を批准する権限」をもつと判示する)；*Haver, v. Yaker*, 76 U.S. (9 Wall) 32, 35, 19 L. Ed. 571 (1869) (合衆国は、「批准する権限をもつ上院が…それに同意するとき」にのみ条約に拘束されると判示する)；See also *Lord McNair, The Law of Treatise* 129-30 (1961) (「批准と同意」とはルーズに一般に立法府の同意を意味するといわれてきた…この言葉の不運な用い方は避けられなければならない)。しかしながら、国際法上の問題として—国家相互間の関係を規制する法として—上院の同意は「批准」と同意語ではない。See *Oppenheim's International Law* 1226 (Siri Robert Jennings & Siri Arthur Watts eds., 9th ed. 1996) (「批准は」条約の議会的またはその他の国内的な同意と区別されなければならない…)。同様に上院の同意も、それ自体では国際的合意に拘束されるという承認を構成しない。合衆国の国内法または「市」の法律の下では、「大統領によって交渉され上院にその検討を委ねられた条約に、その同意を与えるか否かは上院の領域である。そして、もし出席した上院議員の三分の二が条約に賛成して投票すれば、大統領はそれを批准することができた。」 See U.S. Const. art II § 2, cl. 2；*Cong. Research Serv., Treaties and Other International Agreements, The Role of the United States Senate* 117, 106th Cong. (Comm. Print 2001) (「合衆国の条約を交渉し、それを最終的に批准するのは大統領である。しかし、その間に上院がその助言と同意を与えた場合に限られる」)；See also *Restatement (Third) of Foreign Relations of the United States* § 303

Reporter's note 3 (1987) ('Restatement (Third)') (合衆国のために条約を作り、批准し、またはそれに加盟するのは大統領である)、他方「上院は批准に同意を与える」。

[9] 上院の国際的合意に拘束される同意は、条約がすでに効力を発生したあとの規定への形式的加盟を含む多くの形式をとることができるが、批准は、「国家が国際的合意に、それによって拘束されるもっとも普通の形式として存在する」。Lung-chu Chen, *An Introduction to Contemporary International Law* 271 (1989)。

[10] 条約法に関するウィーン条約 May 23, 1969, 1155 U.N.T.S. 331 (「ウィーン条約」とする)「それをわれわれは『慣習的な国際条約法』に関する『権威あるガイド』として信頼するが、Chubb & Son, Inc., v. Asiana Airlines, 214 F. 3d 301, 308-09 & n.5 (2d Cir., 2000).それは批准を「国家が国際的航空機について、条約に拘束されるべき同意を確立する…国際的合意の一部分として定義する。1155 U.N.T.S. at 333 art 2 (b) ; see also Brownlie, ante at 583 (「批准は…拘束されることの同意を含む重要な行為である」) ; Lord McNair, ante, at 130 (「批准」はそれによって条約が「実施される」手続であると記述する)。

ウィーン条約は関連する個所で次のように規定する。

条約によって拘束されるという国家の同意は、次の場合に批准によって示される。

- (a) 条約がこのような同意が批准の手法により表示されることを規定している場合
- (b) 交渉をしている国家が、批准が要求されることを同意したことが示されたとき
- (c) 国家の代表者が、条約が批准に従うと署名したとき

(d) 署名国家の批准に従う意図が、その代表者の全権により現れたとき、または交渉の間表示されたとき、1155 U.N.T.S. at 35-36.

批准の手続は、それがどのような形態をよびよる。 See I Oppenheim's International Law, ante, at 1231 (「国際法のいかなる規則も、批准に必要な形式を規定していない…」) いくつかの機能をもち。

第一に、それは国家に、署名後「複雑な合意の規定を詳細に調べる機会を与える」。 Lord McNair, ante, at 130; see also I Oppenheim's International Law, ante at 1227 (「批准のような制度の必要性は、種々な理由から、国家は合意が確定した条約の条文になったのち、国家がそれを確約することができるかを確認するための時間を必要とすることにあり」)。さらに、署名と批准の間に、国家は、就中、(1)条約の実施に必要な国内法を改正する。(2)要求されるように、立法府の同意を求め得る。(3)それを実施する前に、関連規定を再検討する。

[11] われわれが Flores v. Southern Peru Coppes Cores., 414 F. 3d 233, 256 (2d Cir. 2003) で認めたように、「国家は、それが条約を批准したときのみ、それは条約に拘束されるようになり、すなわち、条約の当事者となる」。われわれはそれ故、合衆国が条約によって拘束されることに同意したか否かを確定するためには、合衆国が条約を批准したか、またはその規定に他の方法で加盟したかを調べなければならない。 See note 7, ante.

## 二、効力発生

[12] 拘束されることの同意に加えて、批准をした国が他の国との関係で拘束される法律を構成するためには、条約が効力を発生しなければならない。 See Ehrlich v. Am. Airlines Inc., 360 F. 3d 366, 373 (2d cir. 2004)。ウィーン条約の二八条は次のように規定する。「条約から異なる意図が現われ、または他の規定がないかぎり、その規定は当事国に関し、生じたいかなる行為、または生じた事実または消滅した状況について、当事国を拘束しない」。 1155 U.N.T.S. at 339; See also Restatement (Third) § 322 (1) (Same)



従ってわれわれは、通常は特定の条約は、条約が効力発生前には行われた行為を規制しないことを認めた。Ehrlich, 360 F. 3d at 373 (citing Chubb, 214 F. 3d at 307 n. 4); See also 1 Oppenheim's International Law, ante, at 1239.

[13] 批准によって国際的合意は、その文言に従って効力を生ずる。Id.; See also Lord McNair, ante at 191 (「法律は、当事国に条約が効力を生じる日を定める完全な自由を与える。そして当事国は条約の明示の規定によって通常これを行う」)。ある条約は、時間の経過によって効力を生ずる。See, e.g., Treaty of Friendship, Commerce and Navigation, Apr. 2, 1953, U.S.-Japan, 4 U.S.T. 2063, 2080, art. XXV (2) (「この条約は批准書の交換の日以降一ヶ月で効力を生ずる」)。ある多数国間条約では、条約はある一定数の国家が、保管所に、批准書、承認書、承諾書、または加盟書を提出した後でのみ効力を生ずる。See, e.g., Comprehensive Test Ban Treaty, art. xv1 (1) (「その条約は、署名のため開放された。Sept. 24, 1996, 35 I.L.M. 1439, 1457, art. XIV, 1」) かつ条約はまだ効力を生じていない(「本条約は、本条約の付録2に表示されたすべての国家の批准書の提出後一八〇日で効力を生ずる。しかしそれが署名のために開放されたあとの二年間によりも前には発効しない」)。ほかのケースでは、国家は他の国家が、条約の効力発生前に批准することを要求することがある。See e.g., Charter of the United Nations, art. 110, cl. 2, 59 Stat. 10321, 1054 (“U.N. Charter”); (“[U.N.] Charterは、中国、フランス、ロシア、大英帝国、北アイルランド、アメリカ合衆国および他の署名国の多数による批准書の供託により効力を生ずる」)。他のケースでは、なお条約は一定数の国家が保管所にその加盟を示す書面を提出してのち、特定の時にのみその効力を生ずる。See e.g., Rome Statute of the International Criminal Court, art. 126 (1) (July, 1, 2002 効力発生)。37 I.L.M. 999, 1068 (合衆国は当事国ではないから拘束されない) (「本条約は国際連合の事務総長に六〇番目の批准、承諾、承認、加盟書の提出に続く六〇日後の最初の日に効力を生ずる」)。See also U.N. Charter, art. 102 (1) (「59 Stat. art 1052 (「

の憲章が効力を生じてのち、国際連合の加盟国によって効力を生ぜしめられた各条約および国際的合意は、できるだけ速やかに、事務局に登録され、事務局により公布される。

[14] しかしながら、すべての場合に、われわれはその条約が合衆国で拘束力をもつか否か、そして条約がその規定により、または上院および大統領の行為により、われわれの法廷で執行しうるか否かを決定するために、合衆国大統領によって批准された条約が効力を生じたか否かを検討しなければならない。

## B 当面の条約

われわれは、*所与*の実体的条約によって規制される国際航空貨物運送から生ずる紛争が…出発地と目的地がその条約の二つの締約口の領域内にあるか否かによる<sup>26</sup>ことを認識した。Chubb, 214 F. 3d at 307. 従ってわれわれは、問題の航空運送状の発行日である二〇〇一年三月九日に、ベルギーと合衆国がその当事国である航空運送条約を特定しなければならない。原ワルソー条約は一九二九年に採用された。See note 2, ante. それは一九三三年にその規定に従い、当事国である国の五番目の批准書がポーランドの外務省に提出されてから九〇日後に効力を生じた。See Original Warsaw Convention, 49 Stat. at 3022, art. 27. 合衆国は条約を一九三四年に批准し、それは同年効力を生じた。Id. at 3013. ベルギーはそれを一九三六年に批准し、同年効力を生じた。原ワルソー条約を改正するヘーグ議定書は、一九五五年のヘーグでの国際会議で採用された。See note 2, ante. それは一九六三年にその規定に従って効力を発生した。当事国に属する第三〇番目の批准書がポーランド人民共和国政府に提出されてから九〇日後であった。See The Hague Protocol, 478 U.N.T.S. at 387, 二二条。ベルギーはヘーグ議定書を一九六三年に批准し、それは同年効力を生じた。合衆国は一九五六年にヘーグ議定書に署名したけれども当時批准しなかった。Id. at

404; see note 9, ante (条約に「署名した」国の意味について)。

二〇〇一年三月九日—AAがAseoに航空運送状を発行した日に、上院は批准にその「勧告と同意」を与えていなかった。しかし、他の関連する条約、モントリオール第四議定書は、ヘーグ議定書によって改正された原ワルソー条約を改正するものであるが、一九七五年に採用された。See note 2, ante. それは一九九八年にその規定に従い効力を発生した。当事国の一つが三〇番目の批准書をポーランド人民共和国政府に提出してから九〇日後である。See Montreal Protocol n. 4, 2145 U.N.T.S. at 44, art. xvIII, U.S. Dept. of State, *Treaties in Force* 343 (2002) (“Treaties in Force”<sup>26</sup> (2))。

ベルギーはモントリオール議定書を批准しなかったが、合衆国は一九九八年にモントリオール第四議定書を批准し、それは一九九九年三月四日に効力を生じた。

モントリオール第四議定書の第一七条は、合衆国のように、ヘーグ議定書の当事国でなかった国によるモントリオール第四議定書の批准は、「一九五五年ヘーグで改正され、かつ、一九七五年モントリオール第四議定書で改正されらワルソー条約への加盟の効果をもつ」2145 U.N.T.S. art. 44, 一七条(2)と規定する。

二〇〇二年の本件訴訟の提起の出来事のとど、国務省は、「合衆国がモントリオール第四議定書への加盟の故をもって、ヘーグ議定書の当事国になったのか、それ故ヘーグ議定書の下で、その議定書の加盟国（しかしモントリオール第四議定書の当事国ではない）と条約関係をもつにいたったかの困難な問題」を認識するに至った。国務長官コーリンLパウエルによる提出状、June 15, 2002, S. Treaty Doc. 107-14, at ix. この問題について「確実性を求めるために」ジョージWブッシュ政府は、「勧告と同意」のため、再び上院に送った。Id. 上院は二〇〇三年七月三十一日にヘーグ議定書を承認した。See id. そしてそれはブッシュ大統領によって、二〇〇三年

一二月一四日有効に批准された。See U.S. Dept. of State, *Treatise in Force*, 350 (2004). それ故、本件で、航空運送状の発行日である二〇〇一年三月九日に合衆国がヘーグ議定書を批准していなかったということは論争の余地がない。しかしながら、合衆国が一九九八年にモントリオール第四議定書の批准の故にヘーグ議定書に加盟したか否かの問題が残る。See note 7, ante. 従つて、われわれは合衆国のモントリオール第四議定書の批准が、一つの条約に拘束されるかの同意を含むか、すなわち、一九五五年ヘーグで改正され、かつ一九七五年モントリオール第四議定書によって改正されたワルソー条約”によって拘束されるか、または二つの条約によって拘束されることの同意—すなわち、一九五五年ヘーグで改正されたワルソー条約” および、一九七五年モントリオール第四議定書と呼ばれる別個の条約”によって拘束されることの同意を含むか否かの決定をしなければならない。もし、モントリオール第四議定書への加盟によって、合衆国が一つの条約のみに加盟するならば、そのときは二〇〇一年三月九日にベルギーと合衆国の間で効力を有している条約は原ワルソー条約である。というのは、そのとき合衆国はヘーグ議定書を批准しておらず、ベルギーはモントリオール第四議定書を批准していなかったからである。しかしながら、モントリオール第四議定書の批准によって国家が二つの条約に拘束されることに同意するならば、二〇〇一年にベルギーと合衆国の間で効力を有しているのはヘーグ議定書である。それをベルギーは直接に批准し、そして合衆国は一九九九年三月四日に効力を生じたモントリオール第四議定書の批准をとおして、それに加盟したからである。

### C 最良の証拠…条約の文言

15-16. モントリオール第四議定書に加盟した国が、ヘーグ議定書の当事国になったがモントリオール第四議定書の当事国になっていない国に対して、自身ヘーグ議定書に拘束されることを意図したか否かを決定するために、わ

れわれは、〃当事国の意図：最良の証拠〃と規定するモントリオール第四議定書の言葉から開始しなければならない。See *United States v. Stuart*, 489 U.S. 353, 372, 109 S.Ct. 1183, 103 L. Ed 388 (1989) (スカリア判事も同意見である)。

モントリオール第四議定書の二つの規定がここで関連する。一五条は、次のように規定する。この議定書の当事国の間では、一九五五年のヘーグおよびこの議定書によって改正されたワルソー条約は、ともに一つの条約として読まれ、かつ解釈される。そして一九五五年ヘーグで、一九七五年モントリオール第四議定書によって改正されたワルソー条約として認識される。2145, U.N.T.S. at 43.

モントリオール第四議定書の一七条(2)は次のように規定する。ワルソー条約の未加盟国または一九五五年ヘーグで改正されたワルソー条約への未加盟国による本条約の批准は、一九五五年ヘーグで改正され、かつ一九七五年モントリオール第四議定書によって改正されたワルソー条約への加盟の効力をもつ。Id. at 44. かくして、一九五五年ヘーグで、一九七五年モントリオール第四議定書によって改正されたワルソー条約は、一五条で明瞭に、〃一つの単一の条約〃を構成すると定義されている。この定義を一七条(2)に適用すると、合衆国のように、〃一九五五年ヘーグで改正されたワルソー条約の当事国でない〃国によるモントリオール第四議定書の批准は、〃一つの単一の条約〃すなわち、〃一九五五年ヘーグでかつ一九七五年モントリオール第四議定書への加盟の効力をもつ。〃のように見える。

かくして、条約の簡明な言葉によれば、モントリオール第四議定書を批准することによって、国は三つの関連した条約(訳注、原ワルソー条約、ヘーグ議定書、モントリオール第四議定書)の結合による一つの条約による拘束をうけることに同意する(そして二つの関連した条約—ヘーグ議定書とモントリオール第四議定書の結合による一つの追加的条約によって拘束されるのではない)。われわれはさらにこの構造は、モントリオール第四議定書の条

文と調和するのみならず、ウイーン条約の四〇条(5)にのべられる慣習的国際法の規則とも調和することを指摘する。See Chubb, 214 F. 3d at 308-10 (二つの国家間に「条約関係が存在するか」のわれわれの決定に、われわれは、ウイーン条約がわれわれを助けるためにそれに依拠することを指摘する。)

四〇条(5)は、次のように規定する。

ある国家が改正条約の効力発生後に条約の当事国になるときは、その国の異なる意図の表示がないときは、

(a) 改正条約の当事国とみなされる。

(b) 改正条約によって拘束されない条約当事国との関係では、非改正条約の当事国とみなされる。 1155 U.N.T.S. at 315.

かくして、ウイーン条約にのべられる慣習的国際条約法の下では、合衆国は、同国がモントリオール第四議定書を批准したとき、「異なる意図の表示」を行つたとされたときは、ヘーグ議定書の「当事国とみなされる」ことはできない。

Chubb におけるわれわれの判決において、本件と同様な状況で、ウイーン条約の四〇条(5)項を適用することに よって、国がこのような「異なる意図」の表示をしうる条件を明らかにした。とくに一九九五年に、合衆国と大韓 民国(「韓国」とする)との間で、「合衆国が原ワルソー条約を批准したがヘーグ議定書を批准しないのに、韓国がヘーグ議定書を批准したが原ワルソー条約を批准しない」場合に、いかなる条約関係が存在するかをわれわれは眺めた。Chubb, 214 F. 3d at 307. われわれは韓国は四〇年(5)項(b)の下で、原ワルソー条約の当事国ではないと判決した。というのは、韓国を含むヘーグ議定書の当事国は、「原ワルソー条約に拘束されない意図を表示した」からである。Id. at 310. われわれは、この意図はヘーグ議定書の二つの規定により表示されたとのべた。第一に、ヘー

グ議定書の一九条は、次のように規定する。この議定書の当事国の間では、条約と議定書は単一の条約として読まれ解釈され、一九五五年にヘーグで改正されたワルソー条約として認められる。478 U.N.T.S. at 387 Second, 二三条二項は次のように規定する。条約の当事国でない国によるこの議定書の加盟は、本議定書によって改正された条約への加盟の効果をもつ。Id. の二つの規定により、われわれは「韓国がヘーグ議定書に加盟したとき、同国は原ワルソー条約に拘束されない意図を明らかにした」と結論した。Chubb, 414 F.3d at 310. その結果、われわれは、ウイーン条約の四〇条(5)項(b)は適用されず、韓国は原ワルソー条約の下で、合衆国と条約関係はもたない」と判決した。

[17] このように判決することにおいて、われわれは、われわれの判決が、問題の条約の明文の文言によってのみならず、「小さなことであれ大きいことであれ、重要なことであれ些細なことであれ、何らかの条項を挿入することによって条約を変更し、修正し、または付加する」ことを排除する「権力分立の原理」によって強制されることを認識した。Id. at 312 (quoting *In re The Amiable Isabella*, 19 U.S. (6 West) 1, 71, 5 L. Ed. 191 (1821))。

*In re The Amiable Isabella* で最高裁が認めたように、国際条約を解釈するのがわれわれの役割であり、それを書き変えることではない。

19 U.S. (6 West) at 71 (「当裁判所はいかなる条約作成の権限もない。その権限は憲法によって、他の政府部門に属する…」)。同様の論理が本件でも適用され、われわれはモントリオール第四議定書の条文をその平明な言葉で解釈し、合衆国はその加盟の意図が政府の政治部門の適切な行為により明らかになされなにかぎり、国際条約に加盟したとみなすべきではない。その目的でわれわれはモントリオール第四議定書は Chubb でなされたと全く同じ言葉を含むことを指摘する。モントリオール第四議定書の一五条は、ヘーグ議定書の一九条を跡づける。そして

モントリオール第四議定書の一七条(2)は同様にヘーグ議定書の二一—二条(2)を跡づける。

このヘーグ議定書に拘束されない意図を示す強制的な条文上の証拠にもかかわらず、被告はモントリオール第四議定書の一九条(2)の最後の項における“および”の言葉は、“一九五五年にヘーグで改正されたおよび一九七五年モントリオール第四議定書によって改正されたワルソー条約への加盟の効力をもつこと”——は、モントリオール第四議定書の批准は、“二つの独立した条約に国を拘束させる”と主張する。Appellee's Br. at 10-11. われわれはこれを承認しない。普通の使用法として、“B市で、およびC条約で改正されたA条約”の文言は、一つの条約を意味し、二つの条約を意味するものではない。より意義あるものとして、モントリオール第四議定書の一五条は、“一九五五年ヘーグで、および一九七五年モントリオール第四議定書により改正された条約は——という表現を用い、”および“という言葉を“一つの単一条約”として含んでいる。それ故、Chubb およびモントリオール第四議定書の平明な条文によって定義された条約解釈の原則と一致して、合衆国はそのモントリオール第四議定書の批准により、(別個の条約としての)ヘーグ議定書に拘束されることに同意しなかったものと判示する。実際に、それは反対の意図を表示した。

#### D “第二の”証拠

[18] モントリオール第四議定書への加盟によって、合衆国がそれ自体ヘーグ議定書に拘束されることを意図したかを考察するにあたって、地方裁判所は“第二の証拠”、すなわち、条約の条文以外の証拠——を、モントリオール第四議定書への当事国の意図を決定するために援用した。See *Royal & Sun*, 277 F. Supp. 2d at 268. かかる証拠は、当事者の意図が条約の平明な言葉から推論することができないとき有用である。See *Stuart* 489 U.S. at 373, 109 S.



Ct. 1183. (シエリア判事が同意見である。) (「条約の規定があいまいなときにのみ、われわれは条文以外の事項に権威ある行為を与えるのを適当と考えた。」) (Air France v. Saks, 470 U.S. 392, 400, 105 S.Ct. 1338, 84 L.Ed. 2d 289 (1985); Nilsen v. Johnson, 279 U.S. 47, 52, 49 S.Ct. 223, 73 L. Ed. 607 (1929) を引用して)。しかしながら、モントリオール第四議定書の条文は明瞭であり、その結果支配的であるから、われわれは「ここでこのような証拠に依存する必要はない。われわれはさらに、合衆国の法律として、条約に加盟する明瞭な意図以外の何かが、形式的な批准の欠缺するときに合衆国を拘束するのかを疑問に思うものである。ただし、See *Brownlie, ante*, 五八三条 (国際法として、それを確かめうる場合、そして署名によって拘束力あるものとして意図された批准を要求しないより形式的でない合意を近代的慣行が多くその例を含むとき、すべてが当事国の意図に依存する。」を指摘する)。しかしながら、われわれは、第二の「証拠に関連する検討は、われわれのモントリオール議定書の読み方を変えないものではないことを指摘する。反対に、証拠は実質的に、われわれの「一つの条約」の解釈に有利であることを示すものである。

主たる事項として、たとえ合衆国がヘーグ議定書により拘束されることに同意したとしても、かかる加盟は二〇〇一年三月九日に効力を生じたとは思われない。というのは、その時点では、合衆国は条約の批准以外の手段で加盟のためにヘーグ議定書の明文の規定に従ってはいなかったからである。

ヘーグ議定書の二三条は、議定書の当事国でない国がそれに加盟しうる手続をのべる。

一、本議定書は、それが効力を生じたのち、非署名国による加盟のために開放される。

二、条約の当事国ではない国によるこの議定書への加盟は、本議定書によって改正された条約への加盟の効力をもつ。

三、加盟は、ポーランド人民共和国政府への加盟書の提出により、提出後九〇日目に効力を生ずる。478 U.N.T.S. at 387.

合衆国が二〇〇一年三月九日に「ポーランド人民共和国政府に加盟の文書」を提出せず、その結果、批准以外の方法で加盟のための二三条の規定に応じなかったということは争われていない。合衆国によって批准された自身適用される (self-executing) 条約はわれわれの法廷で強制しうるために、合衆国が条約によって命ぜられた通知の要求——ヘーグ議定書の「文書の提出」義務のような——をみたさなければならず、われわれはとくに判示しなかったけれども、最高裁判所は、条約によって命ぜられた通知の実行を。国家の意図の評価の要素として取り扱った。See *Trans World Airlines, Inc. v. Franklin Mint Corp.*, 466 U.S. 243, 252-53, 104 S.Ct. 1776, 80 L. Ed. 2d 273 (1984)。

国家に批准書を提出することを要求する合理性は、かかる提出が、形式的な批准書以外の方法で加盟を達成するために条約が命じている場合には、それだけ強いものである。原告はまた、国務省出版の現行条約集の二〇〇二年版は、「合衆国は一九五五年（ヘーグ）議定書の当事国ではない」ことを明瞭のべていると指摘する。しかし被告は、現行条約集にのせることを「怠る」ことは、合衆国が実際にヘーグ議定書の当事国となるか否かを決定するものではないことを正当に指摘しており、この「懈怠」は決定的となるものではない。Appellee's Br. at 16. さらに被告の「怠る」こと (absence) の言葉の使用は、それ自体誤解をまねきやすい。政府の執行部による条約の権威的な概要である現行条約集 (Treaties in Force) は、合衆国の外交的行為の編集をしているが、ヘーグ議定書への参照をしていないのみならず、明瞭に合衆国はヘーグ議定書の当事国ではないとのべている。

第三に、起草の注は、モントリオール第四議定書は、「一九五五年ヘーグでおよび一九七五年のモントリオール第四議定書により改正されたワルソー条約」という一つの条約に当事国が拘束されることを意図したという主張を

支持する。

原告は、モントリオール会議への合議の代表のコメントから、次の文章に当法廷の注意を向けさせる。

すべての議定書においてとられているパターンは、いわゆる「単一の条約」…改正された規定とともに改正されない規定を含む条約であった。

一五条で今議論の対象となっている議定書は、「一九五五年ヘーグでおよび一九七五年モントリオール第四議定書で改正されたワルソー条約」として示された。そしてこれはやや長い表題であるが、合衆国代表は、それを次の項で用いるために、あいまいさを避けるのにそれを重要と考えた。

国際民間航空機関 モントリオールの航空法の国際会議における条約議事録 一九七五年九月、三一五頁。このモントリオール第四議定書の単一の条約、単一の表題を伴った理解の仕方は、われわれの条文の解釈と一致する。最後に、合衆国大統領が、二〇〇二年に、「助言と同意」のためにヘーグ議定書を上院に送ったという議論されていない事実は、合衆国が一九九九年にモントリオール第四議定書の当事国になったとき、それに加盟していなかったことを示唆するものである。

前述したことにも拘らず、被告および地方裁判所は、その主張、すなわち、合衆国がモントリオール第四議定書を批准することによって、合衆国は別々にヘーグ議定書に加盟したということをサポートするために、第二の「証拠」の三点を援用する。この証拠は—(1)上院の報告書、(2)国務長官代理からの手紙、(3)われわれの裁判所の傍論でのべたことであるが、—それらはモントリオール第四議定書の示唆に関する本物の混乱を反映するが、しかしそれは条約の条文を逸脱し、ヘーグ議定書の加盟のための形式的な要求に対し、合衆国が従うことを怠ったことを無視するものではない。

第一に、モントリオール第四議定書に対する上院の報告書は矛盾する指摘を含む。一方で、報告書はモントリオール第四議定書の批准は、「国家を、第四議定書と同様に、ヘーグで改正されたワルソー条約の規定に拘束する効果をもつ」とのべる。S. Exec. Rep. 105-20, at 39 (1998)。この言明は、被告によって主張され、地方裁判所によって採用された「二つの条約」の解釈を支持するように見える。他方、報告書はヘーグおよびモントリオール改正の両者を反映する統合された条約の条文の単一の規定のみを含む。これは合衆国は、モントリオール改正を採用しなかつた国に対して別個にヘーグ改正に加盟しなかつたという原告の立場を支持する。上院の報告書全体は、どう見てもあいまいであるが故に、報告書はモントリオール第四議定書の平明な条文に表示された意図を無視できないものである。

第二に、被告はクリントン大統領のモントリオール条約（それは、モントリオール第四議定書とは異なるものである）の上院への送付に伴った国務長官代理 Strobe Talbott からの手紙を引用する。その手紙は次の記述を含む。モントリオール第四議定書に従って、合衆国は、それがモントリオール第四議定書を批准したとき、またヘーグ議定書の規定に拘束されるようになった。J. A. 54-55 (二〇〇年六月二三日、国務長官代理 Strobe Talbott によって提出された手紙 vi-vii (“Talbott Letter”<sup>22</sup>))。

地方裁判所は明らかに Talbott Letter を援用しているが、Royal & Sun, 277 F. Supp. 2d at 267-68, この手紙の言葉の意味は明瞭さとはほど遠いものである。

すべての当事国は次のことに賛成する。モントリオール第四議定書の当事国である国の展望から、合衆国はモントリオール第四議定書を批准することにより、(モントリオール第四議定書によって改正された)「ヘーグ議定書の規定により拘束される」。これが、Talbott Letter の概略であり、本質である。

本件で問題となっているせまい問題は、Tabbot Letterでは直接に触れていない—すなわち、合衆国は、モントリオール第四議定書では当事国となっていないが、ヘーグ議定書では当事国である国に対して、この方法で拘束されるようになるかという点である。この点では、Tabbot Letterは沈黙している。

最後に、被害と地方イ版書の両者は、Fujitsu Ltd, v. Federsl Express Corp, 247 F. 3d 423, 431 (2d cir. 2001)におけるわれわれの意見唐次の文章を援用している。

—ヘーグ議定書は、合衆国にとって、他の国際的合意であるモントリオール第四議定書が一九九八年九月二八日に上院によって批准され、一九九九年三月四日に効を生ずるまで、効力を生じなかった—。このFujitsuからの文章はいかなる場合でも傍論であり、Tabbot Letterと同様の不明瞭さをもつものである。ヘーグ議定書がモントリオール第四議定書に加盟しなかった国に対して、合衆国に効力を生じた—かは明瞭ではない。それにもかかわらず、反対の見解はFujitsuの示唆するものではない。

### 結論

被告によって示された「第二の」証拠が条約の平明な規定に疑問を生ぜしめず、または、合衆国はモントリオール第四議定書に拘束されることの同意によってヘーグ議定書に拘束されることの同意をしなかったとのわれわれの先の結論をくつがえすものではなかったが故に、われわれは地方裁判所の判決を取消し、二〇〇一年三月九日に合衆国はまだヘーグ議定書によって拘束されることに同意を与えていなかったと判示する。

したがって、われわれは地方裁判所の部分的略式判決の棄却を取消し、本判決に一致するさらなる手続のため差戻すことにする。

## (2) ドイツ航空法判例紹介

Zeitschrift für Luft- und Weltraumrecht, 1982, SS. 63-65

## —ワルソー条約二八条一項参照—

連邦最高裁判所一九八一年一〇月六日判決 (VI ZR 112/180)

ワルソー条約二八条一項は、航空運送人の「使用人」に対する損害賠償請求には適用されない。

事実 (簡略化された)

ベルギーの疾病保険会社である原告は、墜落による傷害を受け、同社に保険をかけたM夫人に保険金が支払われたそのち、原告に移転された権利に基づき、一九七六年六月一六日に、ドイツ連邦共和国であるシュリーア湖に墜落したオーストリアの企業の航空機のパイロットである被告に損害賠償請求の訴を提起した。M夫人は以前の第二被告であったブリュッセルにあるベルギーの航空会社Sと、ブリュッセルからミュンヘンに寄航し、インスブルックへの往復飛行を予約した。ブリュッセルからミュンヘンへの飛行を、航空会社S自身が実行した。墜落が生じたそれより先の飛行は、航空会社Sの指示に基づいて、被告によって操縦された航空機により、いわゆるタクシー飛行として行なわれた。

当事者はまず第一に、ミュンヘン第二地方裁判所の国際的裁判管轄について争った。同裁判所はその中間判決によってその管轄権を肯定し、訴を受理しうることを認容した。

被告の控訴は不成功に終わった。

その（認容された）上告によって、上告人はさらに控訴の棄却は許されるべきでないと主張した。  
〔上告審判決理由〕

## I.

適切にも控訴裁判所は、次の前提から出発している。すなわち、事故にあった航空機のパイロットである被告に對する損害賠償の訴について一九二九年一月二日のワルソー条約（WA）の二八条、一九五五年九月二八日のヘーグ認定書、一九六一年九月一八日のグアダハラ追加条約の規則から他のことが生じない限り、ドイツ国裁判所が管轄権をもつ。

これらの条約に事故当時、ベルギー（ugle.BGBI, 1953 II S. 258 ; 1965 II S. 907 ; 1969 II S. 1436）、オーストリア（ugle.BGBI, 1968 II S. 779 ; 1971 II S. 1195 ; 1966 II S. 543）およびドイツ連邦共和国（BGBI, 1933 II 1039 ; BGBI, 1958 II S. 291 ; 1963 II S. 1159）が加入していた。そして、これらの条約は、国際航空運送—それがここでは問題である—に適用されることになっていた。ドイツの訴訟手続牴觸法によれば、これと異なる規定が存在しないときは、§§ 12 ff ZPO の要件に従い、ドイツ裁判所の土地管轄を伴ったドイツ裁判所の国際的管轄が肯定されるべきである（BGHZ 44, 46, 47 ; 63, 219, 220 n. w. N.）。争うある場合には § 32 ZPO に従い、ミュンヘン第二地方裁判所における不法行為の裁判管轄による。ワルソー条約二八条によれば、条約に基く賠償請求の訴は、原告の選択に従い、航空運送人の住所地、もしくははその主たる営業所の所在地、または航空運送契約が締結された営業所の所在地もしくはは到達地の裁判所に提起されなければならない。

一九六一年九月一八日の追加条約の八条によれば、裁判管轄のこの規則は、「実行」運送人、すなわち契約運送人の授權に基き、ワルソー条約三〇条の「相次」運送人としてではなく、全部または一部の運送を実行する者の、

住所地または主たる営業所の所在地の裁判管轄に拡大される (Art. I, C, aa. 0)

ドイツ裁判所の管轄はここで問題となつている航空運送については、この規定によつては根拠づけられない。しかしながらこのことは、控訴裁判所の見解によれば、パイロットに対する損害賠償請求のための裁判管轄と矛盾しない。

控訴裁判所は、条約の特別の裁判管轄は、航空運送人に対する損害賠償請求のためにのみ妥当する。その「使用人 (Letzte)」に対する許には妥当しない。条約はそれに対する規則を国内法に委ねていると判示した。

## II.

上告審の見解はそれに反対する。

一、ワルソー条約二八条一項は——とくにその表題が強調するように——航空運送人の責任を規則する第三章の規定の一部をなす。

この規定は、一九五五年九月二八日のヘーグ議定書による改正までは、航空運送人の介人義務 (Eintrittspflicht) のためにのみ、航空運送人の「使用人」にその注意を払った (ワルソー条約二〇条、二五条二項 a. F.)。その「使用人」の責任とはじめてヘーグ議定書はとり組んだ。

これによつてワルソー条約に挿入された二五条 A は、次のような文言をもつた。

「(1) 航空運送人の使用人が、この条約の適用をうける損害賠償を請求されたときは、この者は、その職務執行中であることを証明したときは、二二条により航空運送人に適用される責任制限額を援用することができる。

(2) この場合に、航空運送人とその使用人により損害賠償として給付される総額は、上記の制限額を超えてはならない。



(3) 第一項および第二項の規定は次の場合は適用されない。すなわち損害を生ずる意図をもって、または無謀に損害が生ずる蓋然性の認識をもって、損害が航空運送人の使用人の作為、または不作為によって生ぜしられたことが証明されたときである。」

しかしながらこの規定は、航空運送人の「使用人」が航空運送人とともに、彼らによって生ぜしめられた損害について責任を負うべき前提案件について規定していない。それはかえって彼らの責任が存在することを前提とし、彼らにその責任を制限することを可能にしているにすぎない。それに加えて、その規定は、この制限された規制範囲において、全く航空運送人の責任のために存在している。

ただ航空運送人がワルソー条約二二条により責任を制限される場合にだけ、ワルソー条約二五条Aは、その「使用人」に対して有利なように働く (agl. Guldmann, Internationales Luft-transportrecht, 1965, Art 25A WA Rdnsn, 3 und 6, Liesecke, MDR 1968, 93, 97, Schleicher/Reyemann/Abraham, Dao Recht der Luftfahrt, Bd I, 3, Aufbl. Arm zu Art 14 Hagen Protokoll)。

それとともに、次の配慮が反対行動をとる。

すなわち航空運送人に有利に存在している責任制限が、もしそれが無制限に損害の補償を認めるならば、その《使用人》が経済的結果において航空運送人と同一視されることを認める結果とならう (dazu Drion, Limitation Ob Liabilities in International air Laws, 1954, Nnn, 133ff, 136 Litvine, Droit aerien, 1970, S, 221 ff; Mankiewicz, Rabelz Z [1962], 456, 465; Riese, ZLR 1956, 4, 34 ff.)。

この目的設定とともに、ワルソー条約二五条Aは、原則として航空運送人の責任に非強制的に適用される。決してこの規定は上告人が主張するように条約当事国がワルソー条約一七条以下による航空運送人の責任の中に、その

《使用人》の責任を含めようと欲しているのではない。

少数意見の広い条約の取扱いに賛成する理由は (vgl. Lemoine, *Traité de Droit Aérien*, 1947, Nrn 840 ff. i Dvion, a.0. Livine, a.a.0 ; vgl. Risch) における北米アメリカの判例による証明、ワルソー条約における判例および統一航空私法の単一的解釈の確保する方法の相違等 (Diss. Sarbracken 1973, S.48. ff.). ムーグ会議で検討されたが、しかしワルソー条約二五条Aの制限された範囲で考慮されたにすぎない (vgl. Riese, a. a. 0.)。

さらにその発展は、ワルソー条約は、国内立法による航空運送人の《使用人》の責任の整備にさらに影響を与えることをやめてしまったことを証明する。それにほとんどすべての学説の見解が一致する (vgl. Abraham, *Der Luftbefordernungsvertrag*, *Zeitschrift für das gesamte Handelsrecht und Konkurrenzrecht*, Bd. 117 (1955), S.82, 178 ; Riese *Luftrecht* 1949, 446ff ; Ruhwedel, *Die Rechtsstellung des Flugzeugkommandanten in zivilen Luftverkehreln*, 1964, S.189 ff ; Schleicher/Reyman/Abraham, a.a.0, art. 20 Rdmr. 8 und art. 29 Rdmr. 3 ; wengerdt, *ZLR* 1953, 139 i Gualdmann, a.a.0 ; Schweickhardt, *Schweizerisches Lypttransportrecht*, 1954, S. 51 ; Poincell, *Transport aérien international et responsabilité*, 1964 S. 118 ; Diederiks-Verschuur u.a. *ZLW* 1972, 107, 118) .

ワルソー条約が、国際的航空運送による損害に対する責任を限定された責任の範囲にのみ規制したことは、一九六一年九月一八日のグアダハラ追加条約で強調されている。それは《契約》航空運送人に対する責任規制を、《実行》運送人へ拡張した。その条約の前文で、《ワルソー条約は運送契約の当事者でない者によって行われる国際航空運送に関する特別の規定を含んでいないことにかんがみて》とあるように

航空運送人の《使用人》の責任について、グアダハラ追加条約はワルソー条約をとり入れていない。

それは自己の名前で航空運送を実行する人に関係する。

二、 Art, 28 Abs. 1 WVA の裁判管轄に關しても異なる。それは航空運送人に対する賠償請求のためにのみ一グアダハラ追加条約の適用範囲において、その八条に従い《実行》航空運送人に対する訴のためにのみ一關係する（同旨、上記の申立書面による証拠。vgl. berner US District Court, District of New Jersey, 一九五七年六月二七日の判決、Pleurt v, Eastern Airlines and Foxworth, US & CA v R 1957, 431, 435 事件 [zit nach Ruhwedel, a.a.0. S.192 Fabn, 78] ; Supreme Court of British Columbia, 一九六一年十二月九日の判決。Straton v. Trans Canada Airlines et Al., 事件 US & CA v R 1961, 246 [zit nach Ruhwedel, a.a.0, Fabn, 79])。

その《使用人》に対する賠償請求の訴をこの条約の裁判管轄の適用下に置くことは、前述したようにもっぱら航空運送人を目的とし、その使用人の賠償義務を目的としていな。 Art.17 ff. WVA, 責任規定とこの規定の實質的な關係の下で不可能である。

航空運送人は、同一の利益代理人により、その《使用人》に対する訴訟を認め、且つ責任を負う利益を有するが、使用人はその利益を他に向けられた訴訟で守るのである。そしてまた、それは航空運送人がその住所を有し、または主たる營業所ないしは營業所を有する裁判管轄で訴えられ、その《使用人》の利益に歩みようととも、そして彼らの利益の保護のためにその運送の配慮がなされようととも同様である。

かかる利益状態は、締約国が故意に条約から除外し、国内法に委ねたワルソー条約の裁判管轄を拡張することを正当化するものではない。かえって二八条一項の適用は、条約に明白に述べられている条約当事国の意思に従う。このことから、これらの訴はその訴訟上の進行に關して、条約の下に置かれるべきでないことが察知されるのである。ヘーグ議定書もグアダハラ追加条約もこの点について何ら変更されるものではない。